

2. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

(最低保障年金関係)

- 最低保障年金のイメージ(読売案・毎日案)..... P1

(保険料軽減支援関係)

- 保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要..... P3
- 平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳..... P4
- 保険料の減免・設定のイメージ..... P5
- 保険料軽減支援制度のイメージ..... P6
- 保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響(イメージ図)..... P8
- 国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率..... P9

(税方式関係)

- 「基礎年金 全額消費税で(平成20年1月7日 日本経済新聞朝刊1面)」..... P10
- 税方式と社会保険方式..... P11
- 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション(抜粋・要約版)..... P12

(単身低所得高齢者等加算関係)

- 単身低所得高齢者等加算のイメージ..... P18
- 高齢者の世帯構成..... P19
- 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準(単身・夫婦)..... P21
- 生活保護と公的年金の役割の違い..... P23
- 基礎年金月額と生活扶助基準額..... P25
- 各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障..... P26

## 2. 低年金・低所得者に対する年金 給付の見直し

# 最低保障年金關係

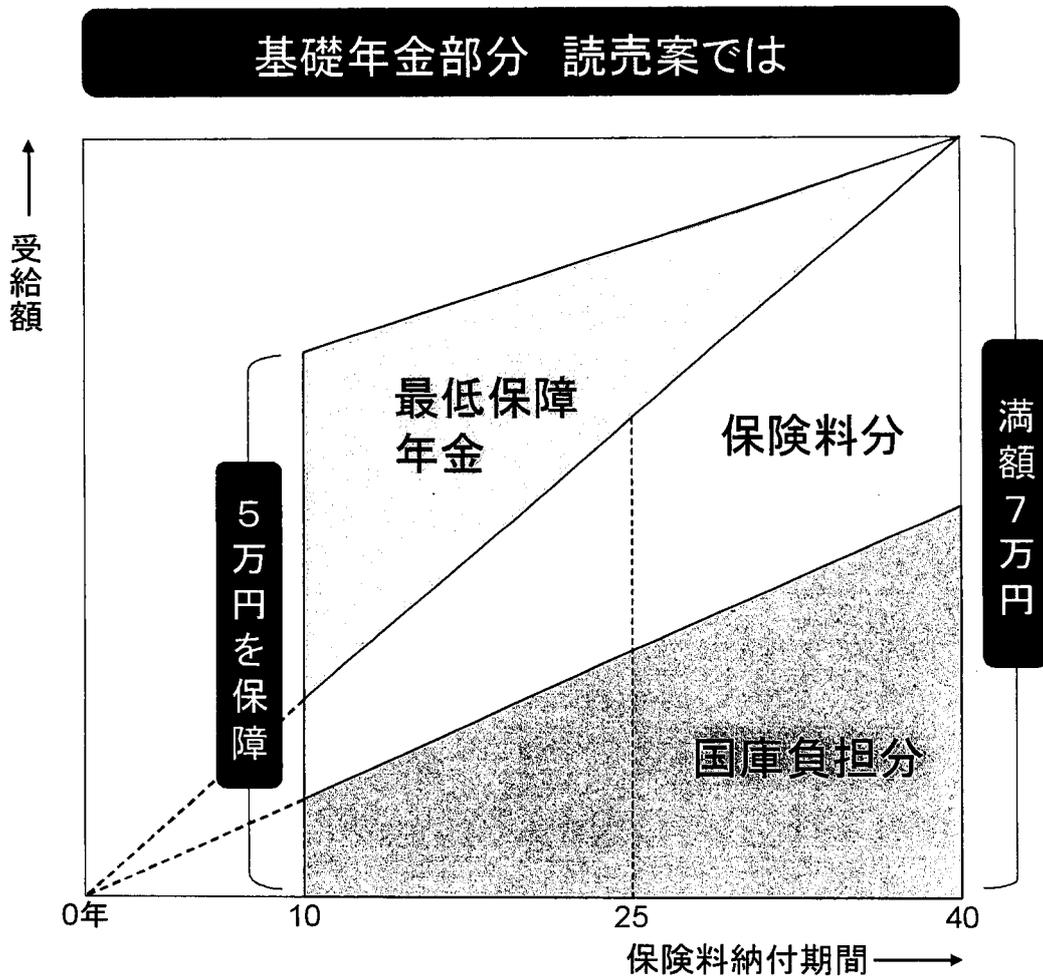
## 最低保障年金のイメージ

(読売新聞社案)

- 現行の社会保険方式を基本に、基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮し、「最低保障年金」(※)の創設で月5万円を保障。

※ 年収200万円以下の高齢者世帯に限定。

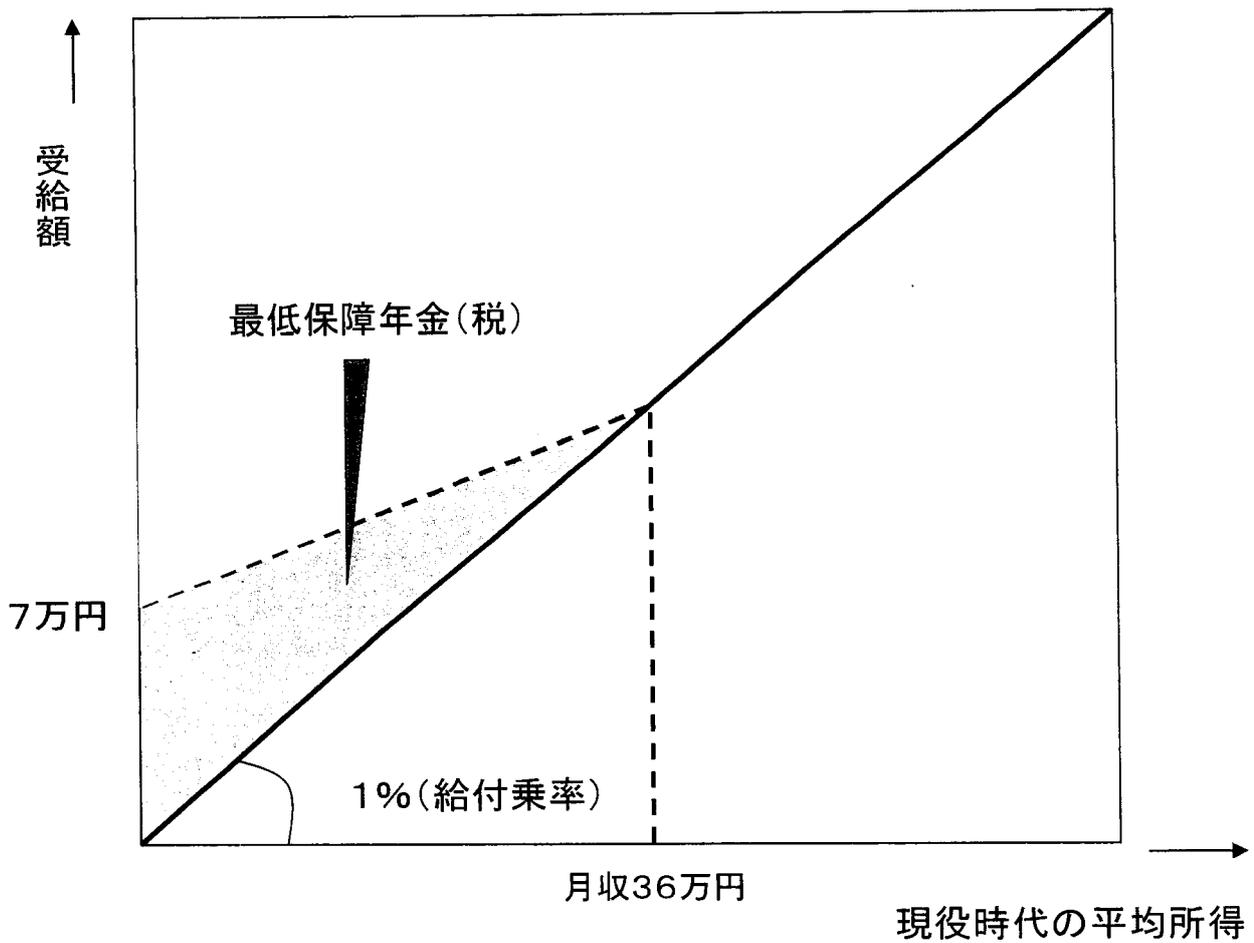
- 基礎年金の満額を税財源の追加投入により月7万円に引上げ。



(毎日新聞社案)

- 老後の所得が不十分な人には最低保障年金を支給（40年加入で7万円。現役時代の平均年収が600万円以上の場合、支給されない。）

### 毎日新聞社案「所得比例＋最低保障」年金



# 保険料軽減支援関係

## 保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要(国保)

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で補填することにより、低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援し、中間所得者層を中心に保険料負担を軽減する。

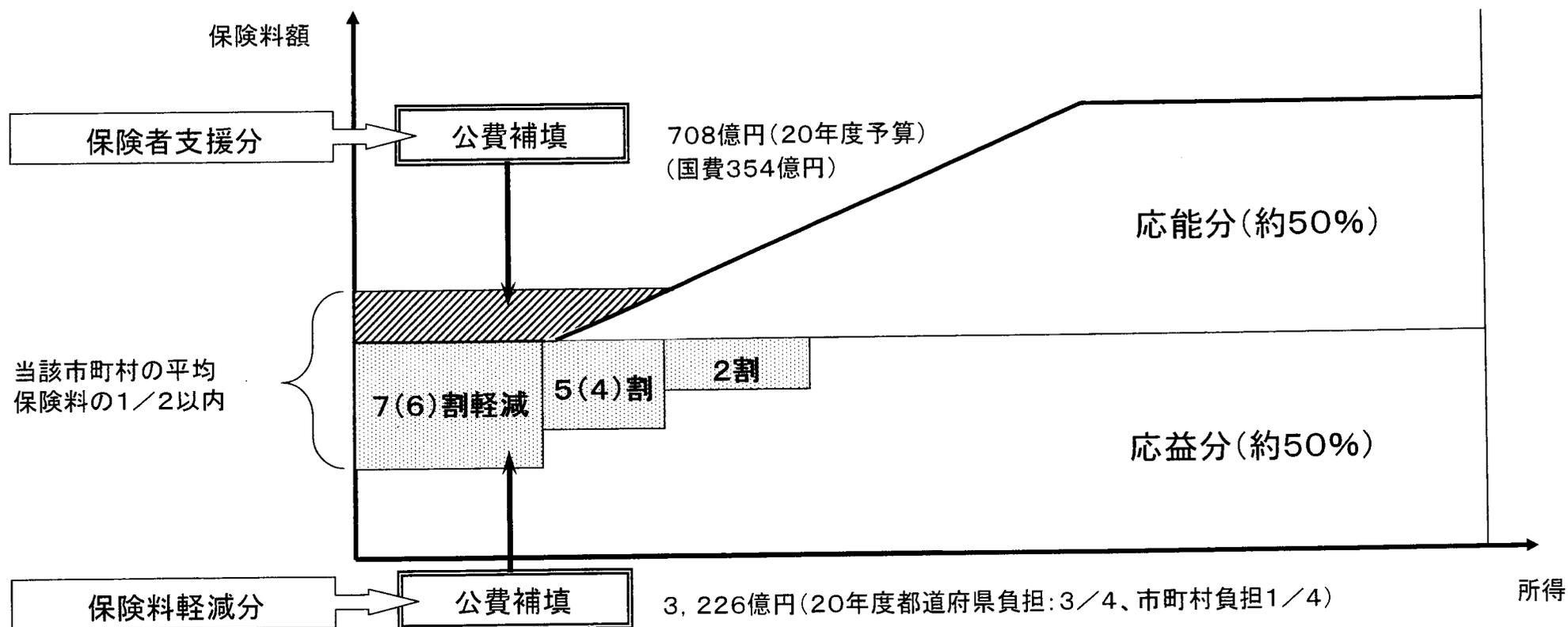
(平成15年度より3年間の時限措置、平成18年度より更に4年間の延長)

- 以下の式により算出した額を市町村一般会計から国保特別会計に繰り入れる。 (※)

一人当たり平均保険料収納額 × 保険料軽減世帯に属する一般被保険者数 × 一定割合

(※) 一定割合：7(6)割軽減世帯・・・12%(10%)，5(4)割軽減世帯・・・6%(5%)

- 保険者支援制度に対する公費負担割合 国：1/2，都道府県：1/4，市町村：1/4



平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳(粗い推計)

(単位:万人)

	H19実績 (実際に当該免除を受けている者)	所得状況によって分類した場合	現行の免除基準 所得(収入)	
			単身世帯	4人世帯
第1号被保険者(任意含む)	2,035 (100%)	2,035 (100%)		
第1号強制加入被保険者計	2,001 (98%)	2,001 (98%)		
全額免除	202 (10%)	521 (26%)	~57万円(122万円)	~162万円(257万円)
4分の3免除	27 (1%)	284 (14%)	~93万円(158万円)	~230万円(354万円)
半額免除	19 (1%)	169 (8%)	~141万円(227万円)	~282万円(420万円)
4分の1免除	8 (0%)	153 (8%)	~189万円(296万円)	~335万円(486万円)
若年者納付猶予	37 (2%)	103 (5%)	~57万円(122万円)	
学生納付特例	166 (8%)	251 (12%)	~141万円(227万円)	
法定免除	113 (6%)	113 (6%)		
免除、猶予なし	1,430 (70%)	410 (20%)		
第1号任意加入被保険者	34 (2%)	34 (2%)		

(注1) ()内の%は、第1号被保険者の総数に対する割合である。

(注2) 現行の免除基準は、申請者が世帯全員を扶養している世帯主である場合における申請者本人の所得(収入)の目安。  
なお、申請免除は申請者本人、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年の所得が、扶養状況に応じた免除基準に該当することが必要。

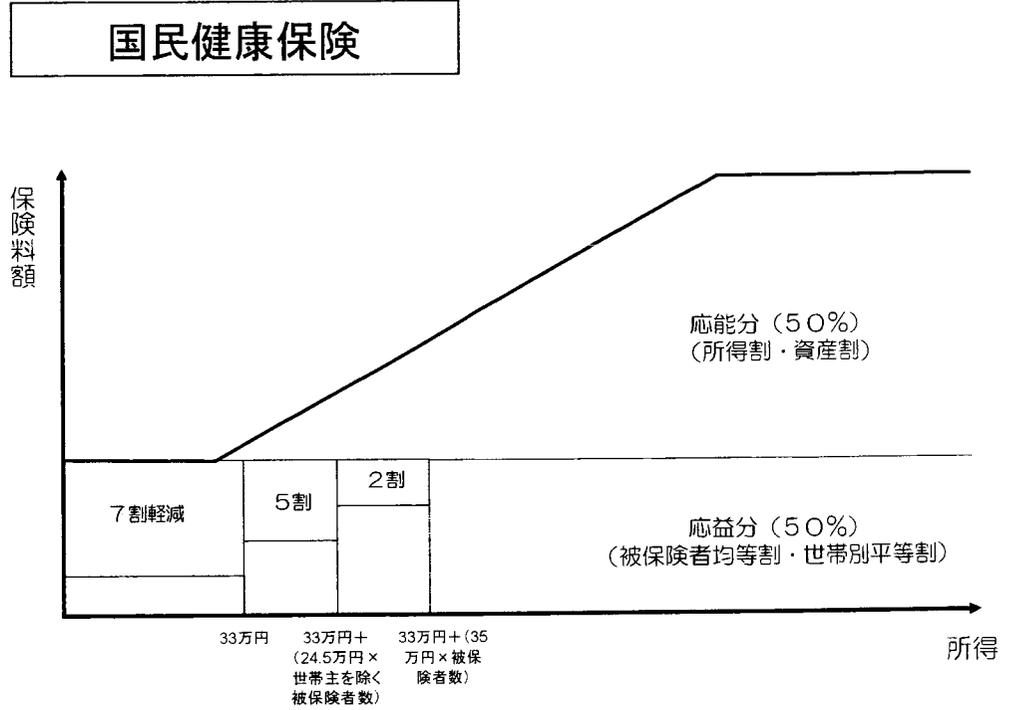
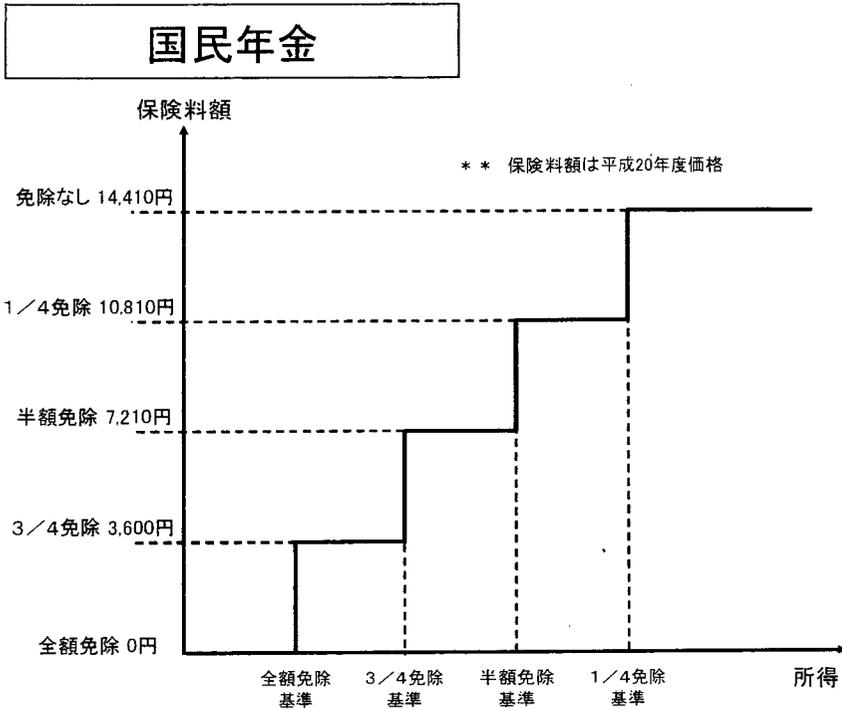
(注3) 若年者猶予制度は、本人及び配偶者の前年の所得が、それぞれ全額免除基準に該当することが必要であり、  
学生納付特例制度は、本人の前年の所得が半額免除基準に該当することが条件。

(注4) 所得分布は、平成17年国民年金被保険者実態調査「所得特別調査」に基づく推計(平成16年所得)。調査対象者から、所得不詳、  
調査で学生と回答した者、16年度末に学生納付特例者であった者を除いて推計した。

(注5) 任意加入被保険者及び法定免除者は、平成19年度末実績。

(注6) 学生納付特例該当者は、平成17年国民年金被保険者実態調査及び平成19年度末時点の年齢別被保険者割合からの推計である。

# <保険料の減免・設定のイメージ>



免除内容 (実負担額)	免除基準 (単身世帯の場合)	免除基準 (2人世帯の場合)	免除基準 (4人世帯の場合)	免除基準の考え方
全額免除 (0円)	所得 57万円 収入 122万円 (月収 10.1万円)	所得 92万円 収入 157万円 (月収 13.1万円)	所得 162万円 収入 257万円 (月収 21.4万円)	市町村民税の均等割が非課税となる合計所得金額の額に準拠
4分の3免除 (3,600円)	所得 93万円 収入 158万円 (月収 13.2万円)	所得 142万円 収入 229万円 (月収 19.1万円)	所得 230万円 収入 354万円 (月収 29.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の1
半額免除 (7,210円)	所得 141万円 収入 227万円 (月収 18.9万円)	所得 195万円 収入 304万円 (月収 25.3万円)	所得 282万円 収入 420万円 (月収 35.0万円)	4人世帯の基礎的消費支出水準にあわせた所得要件をもとに算出
4分の1免除 (10,810円)	所得 189万円 収入 296万円 (月収 24.7万円)	所得 247万円 収入 376万円 (月収 31.3万円)	所得 335万円 収入 486万円 (月収 40.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の3

(注1)平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円  
 (注2)各欄の「月収」は「収入」を12で割ったもの

軽減内容	軽減基準 (単身世帯の場合)	軽減基準 (2人世帯の場合)	軽減基準 (4人世帯の場合)	軽減基準所得
7割軽減	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	33万円
5割軽減		所得 57.5万円 給与収入 122.5万円 (月収 10.2万円)	所得 106.5万円 給与収入 177.5万円 (月収 14.8万円)	33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数)
2割軽減	所得 68万円 給与収入 133万円 (月収 11.1万円)	所得 103万円 給与収入 171.9万円 (月収 14.3万円)	所得 173万円 給与収入 273.1万円 (月収 22.8万円)	33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)

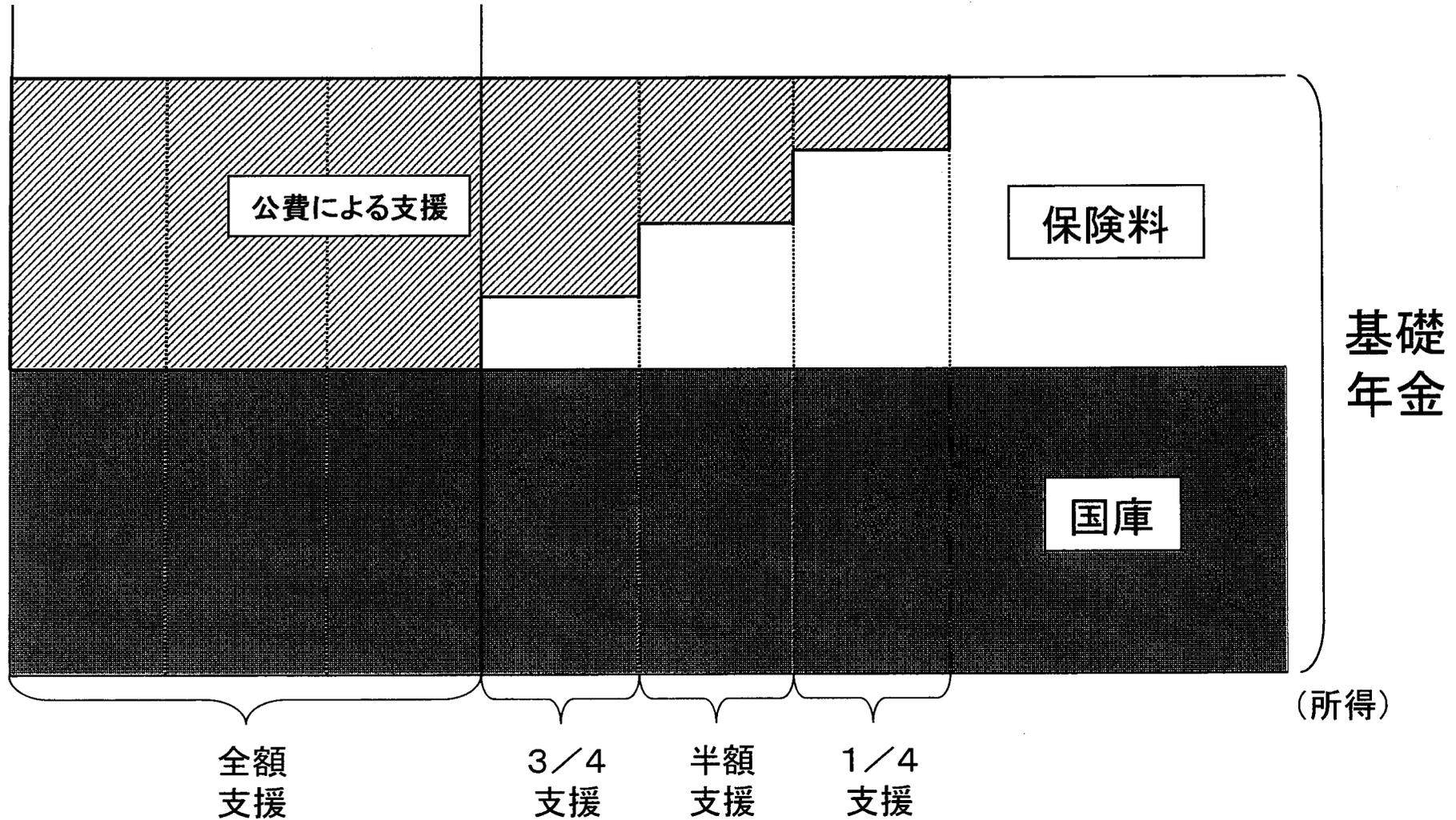
(注)各欄の「月収」及び「月額」は「収入」を12で割ったもの。

※国民健康保険料(税)の1世帯あたりの調定額 15.5万円(月額約1.3万円)

※国民健康保険料(税)の1人あたりの調定額 8.3万円(月額約0.7万円) (平成18年度国民健康保険事業年報より)

# 保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民年金の免除基準とした場合)



# 保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民健康保険の軽減基準程度とした場合)

